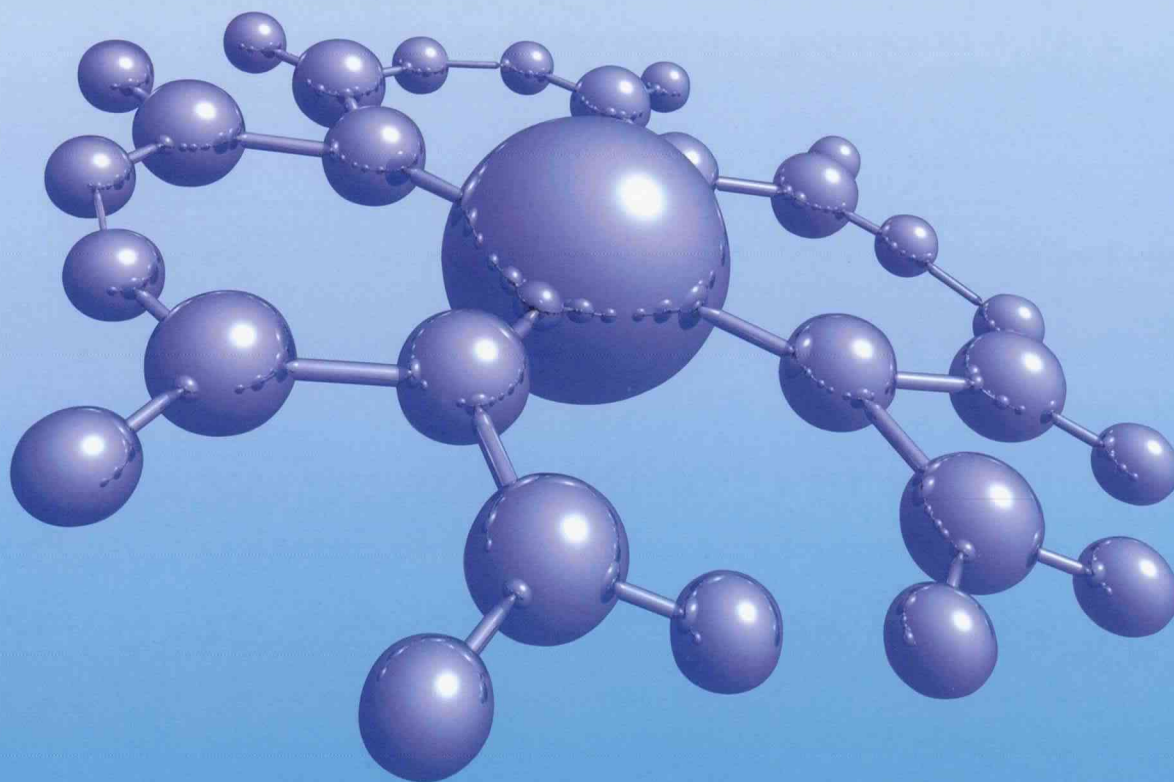


自治研 麻 かながわ

2005
12

No.91

(通算155号)



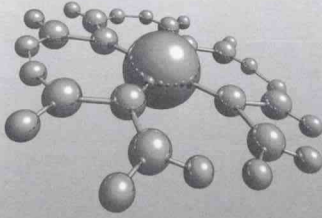
- ◆ 廃棄物問題で県と市町村の関係を考える
- ◆ 2005年度10月の介護保険制度改定における変更点
- ◆ 秒読みに入った「市場化テスト」

社団法人 神奈川県地方自治研究センター



自治研 かながわ

2005
12
No.91
(通算155号)



社団法人 神奈川県地方自治研究センター

◆ 廃棄物問題で県と市町村の関係を考える
◆ 2005年度10月の介護保険制度改定における変更点
◆ 秒読みに入った「市場化テスト」



もくじ***CONTENTS

2005年度県のあり方研究会（第2回研究会）

廃棄物問題で県と市町村の関係を考える

- I. 問題提起「神奈川県ごみ処理広域化計画」について
神奈川県環境農政部廃棄物対策課広域化推進班 主幹 阿部 誠……………1
- II. 現場からの報告……………6

資料解説

2005年10月の介護保険制度改定における変更点

- 介護保険3施設・通所型施設の食費と居住費が保険対象外へ — ……12

秒読みに入った「市場化テスト」

- 2006年度実施めざして法案策定など準備が進む — ……14

- Topics・トピックス・とびっくす……………18

廃棄物問題で県と市町村の関係を考える

～はじめに～

平成 17 年 9 月 21 日に神奈川県地域労働文化会館において「廃棄物問題で県と市町村の関係を考える」というテーマで県のあり方研究会が開催された。

神奈川県では平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、これまで一般廃棄物処理については各市町村(一部は事務組合)で独自に行っていたものを県内を 7

ブロック(横浜市、川崎市を除く)に分けて、広域処理をすることで資源化、減量化を進め資源循環型社会の構築を目指してきた。しかし、県内の各地域において準備が進められてはいるものの、具体化には至っていない現状が見られる。

そこで、当研究会において一般廃棄物問題について市町村からみた県のあり方を検討した。

I 問題提起 「神奈川県ごみ処理広域化計画」について

神奈川県環境農政部廃棄物対策課広域化推進班 主幹 阿部 誠

私は廃棄物行政の前は土地利用行政を担当していたのだが、土地利用の分野においてもやはり県と市町村の役割をどうするのかというものは一つの大きな課題になっている。簡単に言えば、今、政令市とか中核市、特例市などで、国が土地利用に関する権限移譲をどんどん進めている。そこで、県がやってきた土地利用の分野、条例をつくっているいろいろな分野での調整をどうやってはかかっていくのが課題になっている。政令市、中核市、特例市を足すと県の人口の 8 割ぐらいになり、面積で言っても半分くらいである。そういう形になっているので、どうやって権限の分配とか、役割調整をやるのかというの

は課題だと思ってきた。

一般廃棄物行政の分野については、伝統的に市町村の役割が強いということは聞いていたので、転勤した当時は、一体県は何をやるのかを疑問に思っていたのだが、広域化という点で、県もいろいろと口を出してきたというところで今日のテーマにつなげたい。

ゴミ処理広域化計画というのはいろいろな経緯があって、平成 10 年 3 月に策定されたものだが、過去の経緯がわからないと理解しにくい面もあるかと思うので、広域化計画が誕生したいくつかの経緯、要素みたいなところからはじめにお話させていただきたい。

1. 広域化計画とは一体何か

広域化計画とは一体何か。基本的にはゴミの資源化とか、減量化などの推進によって循環型社会をつくり、適正処理によって環境負荷の軽減を目的とするということである。具体的には、横浜、川崎はそれぞれ1ブロック、その他では横須賀三浦ブロック、湘南東、湘南西、大和高座、厚木愛甲、相模原津久井、県西という7つのブロックで、全县では9ブロックとして区割りがされている。

このブロック割の考え方は、基本的には市町村の意向を尊重すること、一定規模以上のゴミ焼却施設への集約化が可能であること、相互の従来からの連携を踏まえたブロック化というような形で整理しているところである。

過去の経緯については、基本的には平成10年3月に広域化計画を作った頃の時代背景として、ダイオキシン対策というのが一つある。県と市町村間の行財政システム改革推進協議会の取り組みを、実は平成8年6月ぐらいから行って、そこに厚生省からの通知（平成9年5月）があり、広域化に動き出したというように私たちは理解している。

補足すると、平成10年に広域化計画を作った頃には、ダイオキシン問題が一つの大きな課題だったということは言える。具体的に言うと、平成8年7月に厚生省からゴミ焼却施設のダイオキシンの排出実態調査の指示が出て、平成9年1月には厚生省が新しいガイドラインを設定、平成9年4月には実態調査の実施経過を発表し、いわゆるダイオキシン対策に取り組むことになったということで、これが一つの大きな課題であった。従って、「神奈川県ごみ処理広域化計画の概要」の中でいろいろダイオキシンの話が出てくるのはそういう当時の時代背景を踏まえているということをご理解いただきたい。

2点目に、県と市町村間の行財政システム

改革推進協議会というのが従前からあり、分権型社会において県と市町村の関係をどうやって構築するかということは前からの課題で、平成8年6月に県・市町村間の行財政システム改革推進協議会で広域行政化への取り組みをモデルケースとした。その中で、一般廃棄物の処理対策というのがテーマに検討された経緯があり、その結果として、平成9年11月に一般廃棄物の広域処理の基本的考え方を内容とする「一般廃棄物広域処理指針」がこの改革推進協議会の方でまとめられている。同時期の平成9年5月に、当時の厚生省から「広域化を進めなさい」という通知が出され、あわせて進んでいくという背景があつて、今のゴミ処理広域化計画という形になっている。

もう一つ補足すると、当時、行財政システム改革推進協議会の問題意識としては複数の市町村の連携による広域行政が求められているという点と、一般廃棄物処理について単独では対応の困難な問題が生じているという問題意識があるということ、ダイオキシン問題が生じ、浮上してきたので、これを切り口として、焼却施設の広域整備を中心とした一般廃棄物の広域処理について検討したというのが、当時の資料に出てきている。

もう少し紹介すると、なぜ広域化しなければいけないのかという当時の認識なのだが、広域の処理の必要性というところをみると、多くの市町村においては単独で一般廃棄物の処理が困難になりつつあるという状況が伺われ、解決策としてはゴミの減量化とともに広域処理が望まれるというようなことが書いてある。原則的にはブロックの中で、一般廃棄物については完結処理をめざすということが書かれている。そういうところが下地にあつて厚生省の通知が出てきたというところがある。従って、どちらが先かという話ではないが、時間順で言うと、県市町村の行財政推進協議会で検討しているところで、ダイオキシ

2 廃棄物問題で県と市町村の関係を考える

ン問題もいろいろ浮上してきたし、厚生省の課長通知もあって、ゴミ処理広域化計画を作っているという流れになっている。

2. なぜ、広域化計画が必要なのか

何故「広域化計画」が必要なのかというのが、当然疑問として出てくるのだと思う。広域化計画の本文を読むと、4 つほどの理由があげられている。

一つにはリサイクルの推進というところがある。これは再生事業者いろいろな渡すにしてもある程度の一定の量がまとまらないとなかなか難しいのではないかとある。2 点目にはダイオキシンの削減について、3 点目にはエネルギーの有効利用についてである。発電等で余熱利用するにしてもある程度の規模の施設でないと難しいのではないかとある。4 点目では、ゴミ処理経費の削減がある。言われているところでは、スケールメリットが生まれるので、建設経費とか維持管理経費が削減されるのではないかとある。

それで、計画策定にあたって市町村とかどんな調整があったのかということもあると思うのが、県の広域化計画をみると3点ほどあげている。

基本的にはブロック割りにしても、市町村



研究会の様子

の意向は尊重するというのが1点と、2点目には、やはり一定規模以上のごみ焼却施設の集約化が可能であること、繰り返しになるが、従前からの連携を踏まえて近隣市町村へのブロック化が可能であることというようなことが項目としてあげられている。

3. 県の役割は

県の役割は一体何なのか。県の広域化計画では6つほどの県の役割が書いてある。

1 番目には、ブロックの中で集まる調整会議への参加、2 番目としては、技術的支援である。新しい技術が、ゴミ処理の分野ではいろいろと開発されているのでそういう情報の提供とか、技術的支援が必要であるということである。

3 番目は、財源確保に向けての国への働きかけが必要であるということである。4 番目については、広域整備が成されるまでの間について、ブロック間で施設の更新の時には当然休業しなければいけないので、そういうものについての一時的な引き受けの調整である。5 番目は、全県的な情報提供や調整である。6 番目には民間活力の活用などの課題について、課題解決に向けた検討の場を設置するというような形になっている。基本的にはエコループみたいな、ある意味での民間活力の活用というのも当時から視野に入っていたということと言えると思う。

因みに先程紹介した行財政推進協議会には県の役割をどのように書いてあるかというのを簡単に紹介する。広域化計画を作りなさいというのが1点目と、県民への周知をなさいということや技術的な支援、調整機関への参加とか、財源確保に向けての国への働きかけというようなことが書いてあり、かなりの部分で県の作ったごみ処理広域化計画というのは、県と市町村が一緒にやってきた推進協

議会の成果を踏まえていると理解している。

4. 取り組みの状況

取り組みの状況だが、県が今何をやっているのかということについては、ブロック毎に調整会議というのが設置されている。これは部長レベルの意思決定機関で、その下にいろいろ幹事会とか、ワーキングとか設置されているブロックが多く、ブロック毎に設置されている調整会議と一緒に参加して検討している。また、ブロックを集めてごみ処理広域化連絡調整会議というそれぞれの進行などを、どのようにやっているのかというような情報交換をする会議を開催したり、広域化実施計画を作る前提となる基礎的な状況を調べる基礎調査については、ブロックとともに負担金を出しているという形をとっている。

資料では、今の取り組み状況を「基礎調査の実施状況」、「運営主体の設置状況」、「計画等の策定状況」と分けて整理している。

基礎調査は何をやっているのかというと、これまで別々に一般廃棄物行政をやってきたものを、まずブロックで集まって、人口やごみの排出量の予測などを基本に、ごみの分別収集の方法とか、地域における既存施設の配置等のデータに基いて、共通の前提を固めるというのが基礎調査の主な趣旨である。これについて一番早く取り組まれたのが横須賀三浦地区で平成10年度、それ以外の地域でも、だいたい14年度から16年度ぐらいに取り組みを始めている。ある意味では、ほぼ全てのブロックについて、基礎調査みたいなものは終わっているというのが今の実態である。

こういう調査を踏まえて、運営主体、いわゆる実施組織も作られてくる。広域でやるという話になれば、一部事務組合をつくるのか、それとも相互に委託でやるのか、広域連合でやるのかというようないろいろな選択肢があ

る。実施組織を一番早く設置したのは、平成12年度の横須賀三浦地区であり、準備組織がつくられた。平成13年には厚木愛甲ブロックで準備組織、平成14年には県西地域の中の足柄上地区で準備組織をつくったというような状況になっている。

計画案の策定状況は、平成15年に横須賀三浦ブロックで基本構想の中間報告の取りまとめをやっていて、厚木愛甲でも基本計画の策定をしている。足柄上地区の実施計画も作られているというような状況になっている。

今どこが一番進んでいるのかというと、厚木愛甲ブロックで、運営主体の面では平成16年に一部事務組合が設置されており、今年の6月だったと思うが、厚木市が記者発表して、焼却工場の用地として棚沢地区につくるという構想を発表している。厚木愛甲ブロックでは、厚木が焼却施設で清川村が処分場というような、それぞれ分担を決めてそれぞれ候補地を選んでいくような動きになっている。

5. 課題は何か

では、課題的なものはどう考えているのか。

一つには平成17年4月から、これまで補助金だったのが、循環型社会形成の推進交付金という名前に変わったということがある。以下で交付金制度について説明する。市町村が「循環型社会形成推進地域計画」、要は地域計画という原案を作り、国や県も入る循環型社会形成推進協議会を開く。そこで認めてもらおうと、国に承認を出して、それに基づいて循環型社会形成推進交付金をもらえるというような仕組みになる。簡単に言うと、地域計画をつくらなければいけないわけである。今、広域化の実施計画を作ろうとしているのだが、それと二度手間にならないような形にしたい。われわれが今進めている実施計画を作れば、ほとんど要素的には盛り込まれるので、地域

計画もできると思っているのだが、施設整備のスケジュールのタイミングとかがあるので、二度手間にならないようにうまく調整できるような形でやっていきたいと考えている。交付金制度は平成17年の4月からなので、まだどこも地域計画というものは出ていない。これからの話という形になっている。

6. 補助金制度から交付金制度へ

循環型社会形成推進交付金というのは、見方によっては問題だと言う人もいるかと思う。人口5万人以上で、面積が400k㎡以上というようなしびりがかかっているので、逆に言えば人口が5万人に満たないところとか、400k㎡未満のところは、そもそも交付金の申請ができない仕組みになっている。因みに神奈川県で言うと、三浦市の人口が5万856人(平成15年10月)、南足柄市は4万4千人しかないというような状況である。神奈川の町村はすべて人口が5万人以下であり、一番大きい寒川町でも人口4万7千人なので寒川町では単体で出せない。面積要件と言っても一番広い山北町でも224k㎡しかないので、有り体に言えば町村単体では出せない。もちろん一部事務組合みたいなものを作って複数の自治体で出せばそれでいいのだが、ある意味では、国としては一定程度の広域化を前提としてこういう仕組みにしているようである。

この交付金については、分権改革、いわゆる財源移譲の問題というのものもある。というのは、地方6団体が7月に国庫補助金負担金に対する改革案というのを出しているのだが、その中のリストの中には、循環型社会形成推進交付金が入っている。今後どうなるのかわからないが、環境省の方では結構危機感を持っている。というのも平成17年4月からこういう交付金制度に切り替えたというのは、もともと地方からの要望があって、補助金だっ

たのを交付金に切り替えたわけである。しかし、地方団体からみれば、これはただ名前を変えただけというように受け取られているので、ある意味ではせっかく交付金化したのにそれも許されないのかというようなことを環境省の方では思っているようである。

ただ今後どうなるのかというのはわからないが、ある意味では交付金制度などがなくなり、税源移譲するから勝手にやってという時代がくるのかもしれないと思っている。

7. 広域化の今後

広域化というのはいろいろな見方がある。国の交付金制度などを考えると広域化するメリットというのはあるのだろうと思う。県は県内処理100%を考えているが、かなりの廃棄物の最終処分量が、群馬や山梨などに行っているということがある。焼却灰の溶融にしてもまとまった方が効率は良い。最終処分場にしてもだいたい8年分くらいの容量しかないので、ほうっておくと埋まってしまうということがあるのだと思う。だから、ある程度減量だとか、発生抑制だけでなかなか解決しきれない問題というものもあるわけで、その辺についてはいろいろ知恵を出していかなければいけないのではないかと考えている。先日も、いわゆるエコセメントとか考えている人が来て、企業の話をお聴くと、灰の量もある程度まとまらないと受け入れられないというようなことを言っているということだ。広域化するメリットというのはあるのではないかと。

そして、やはり難しいと思うのは、これからである。今は基礎調査を終わった段階で、どちらかという今後どうやるかという原案ができたという状況である。今後は、具体的な分担を決めて住民に説明したり、市町村議会に説明して、納得をもらって施設整備といった方に進んでいかなければいけないので、

その辺の段取りとか、やり方とか、それは実施組織とも係ってくる。一部事務組合をつくるのか、相互委託でやるのか、広域連合でやるのか、意思決定の部分がふくらんでくるところなので、この辺になってくると、首長の考えとか、地域住民の考え方みたいなところが大きな影響を及ぼす。つまり、各ブロックにおいても基礎調査みたいなのは終わっているが、それをもとにどうやってアプローチしていくのかというところが一番大きな課題だと思っている。

広域化実施計画というのは、平成 19 年度が

目標なので、あと残された 2 年半くらいの中でそういうような方向にもっていきたいと考えている。また、神奈川県は焼却炉の状況を見ると、平成 20 年代の前半に更新時期がきそうなところがあるから、実務的にみてもそれぐらいまでにペースをあげて作っていかないと、国の交付金をもらったりする関係でもいろいろと支障も出てくるのではないかな。だから期間的にはちょっと厳しい部分もあるのだが、県としても取りまとめにいろいろ協力、助言をして、積極的に係っていきたいと考えている。

Ⅱ 現場からの報告

1. 横須賀・三浦ブロック

横須賀市職員労働組合
副委員長 関矢 博之

横須賀三浦においては、横須賀の市役所の労働組合が市労連ということで、ごみ問題について一般市民や議員を含めて話し合う場を作ろうということできずと進めてきた。平成 8 年にダイオキシンの関係の問題が出て、ダイオキシンの対策を含めてどうしたらいいかということで、市労連の場で議論をしてきた。その場で、三浦半島は 4 市 1 町あるが、その各市町村でダイオキシン対策をやるにも金がかかりすぎてどうしようもないこと、それだったら、施設整備を含めて 4 市 1 町で広域化をできれば経費の削減になり、取り組んだらどうかという話になった。

そして、三浦半島地域連合の中で、各 4 市 1 町に毎年、政策要求ということで各自自治体に政策要求を出しているから、三浦半島地域連合にお願いをして、ごみの広域化に向けて

政策要求を出した。広域をしてやりなさいというようなことも含めて政策要求をしたということである。

三浦半島地区には、もともと昭和 55 年 9 月に横須賀三浦地区廃棄物広域処理対策研究会という研究会があった。それを広域処理の協議会に鞍替えをして各首長で議論をするということで取り組みを進めてきた。俗に「ごみ懇」と言って、労働組合、議員を含めて、様々な学習会なども開催した。はじめは、とりあえず広域で焼却処理をしようということで、ランニングコストやシステムの可能性、システムの研究、それと経費の負担の考え方、イニシャルコストやランニングコストの考え方を含めて、メリット、デメリットを含め、いろいろ協議をしてきたというような経過がある。広域化をすれば、単独の市町村で取り組むよりはるかにコストも安いということもあり、いいことなので進めるということできるとして取り組みを進めてきたところである。

この間、三浦半島ブロックについては、平

成 12 年 8 月 28 日に「平成 14 年 4 月に広域連合を立ち上げて平成 22 年までに稼動しよう」ということで取り組みをしていた。しかし、平成 14 年 4 月 1 日には広域連合の立ち上げが難しいということも含めて覚書を交わして、「引き続き広域連合については取り組みを進める」ということを確認してきたところである。

三浦半島でも 4 市 1 町でごみ収集の仕方が違うということで、広域化を実施するにあたっては現場サイドではなかなか難しいというのが現状であった。とりあえず、ごみを減らす努力をしようということから、横須賀でもまず容器包装リサイクル法の関係で、浦郷というところに「アイクル」という施設を作り、ゴミの分別を始めた。びん、缶、ペットボトル、容器包装、紙類の資源化を始め、もともと 4 市 1 町で、広域で考えていたゴミ量の変化が出たということから、基本構想を練り直さなければいけないということになり、頓挫したということがひとつである。

その後、生ゴミの中でガスが発生しやすいということで、生ゴミの中からバイオガスを抽出しようという研究を住友と現在やっていてそれをやればまたゴミ量が変わってくる。

それと鎌倉でやっている剪定枝も生ゴミの中から除こうという取り組みを現在しており、剪定枝について若干疑問は残るが、そういうことで基本的に平成 16 年度に基本構想の中間報告の取りまとめをしたのだが、この中身が変わってこざるを得なかった。

今年は基本構想の中間の見直しということで平成 16 年度の基礎データに基づく減量化、資源化目標の数値の検証をしようということがあった。それと 4 市 1 町で広域連合に乗れなかったのは、ここに来てエコループプロジェクトの話があったためである。広域連合においては自分のところで一つ施設を持つのだったらエコループがあれば、自治体としては

そこをお願いした方が基本的に安上がりですむ。そうしたことも含めてなかなか広域連合に手をあげにくかった、というのがある。エコループとの比較検討もやろうということで平成 17 年は予定していたところである。

それと広域施設整備に向けた具体的な課題の検討ということで、施設別の具体的な課題の抽出、どういうものをどういうふうにつくるか、剪定枝やバイオガスなどを含めた検討をこれからしていかなければいけない。今後は広域設備のスケジュールを含めて検討していこうということである。

さて、横須賀市の平成 17 年の第一回の定例会議で、市長は「今年度中にある一定の方向性を出したい」というような答弁をしており、なかなか踏ん切りがつかないということだった。最終的にはどうしてもやるということで、今年の 12 月までに結論を出すということである。横須賀市の南処理工場は、昭和 58 年の稼動開始で今年で 21 年たつ。そろそろ限界にきているということで建て替えをせざるを得ないというような状況もあり、この時期どうしてもやるという。市長の答弁の中では「4 市 1 町の枠組みは変わっても協力できる自治体と広域処理を進めていく」と述べている。一定程度、難しいけれど進めるのではないかとしようには思っている。

2. 鎌倉

特に鎌倉の問題で言うと、焼却施設が平成 20 年代の半ばに更新の時期にさしかかるといえることがある。鎌倉には 2 つの焼却施設があり、名越の焼却施設の改修工事が平成 14 年に竣工、今泉の焼却施設（クリーンセンター）の改修工事が平成 17 年 3 月の竣工で、いずれも長期にわたって使っている施設である。すでに名越のほうは 20 年、今泉は 30 年使っているの、これ以上更新というか、改修は

考えたくないし、考えるべきではないと思っている。

そういう点では、単独で改修するよりは広域の中でやるのが一番いい形だと思っている。ただ、鎌倉市にも施設配置が基本構想の中でも割り振られているわけで、それを何とかしなければいけないのだが、鎌倉市としては用地難という実態がある。そういう意味では、構想で施設配置をして、それを現実にどう実現していくかという移行のプロセスが非常に重要になると思う。単に割り振られたところだけでやるのではなくて、ブロック全体で協力しながらやっていかないと移行のプロセスがうまくいかない。そういう点でいろんなことを考えながら苦労している状態である。

また、実は県がそういうところにもう少し積極的にリーダーシップというか、調整能力を発揮することができないのか、ということをも疑問点として持っている。

平成14年に2つある焼却施設のうち今泉クリーンセンターを休炉することになっていたのだが、ゴミの減量が間に合わず急遽今泉の一炉のみ改修することになった。やむを得ず県内の各市に自区外処理をお願いしたことがある。それでいろいろと折衝した中で、やはり県の調整がないと難しいという自治体はかなりある。なんとか自区外処理については実現したが、やはり県の調整があったからできたと思っている。だから、そういう意味では県の調整能力というのはかなり強いものがあると思っている。もう少しその辺の能力が発揮できないものかというのが、いつも持っている疑問としてある。

3. 逗子

逗子市も広域化の準備会に参加しているが、市民、一部市会議員が自区内処理にこだわっている現状があり反対運動もある。さらにエ

コループがあったので、行政当局としても両面をみながらという状態である。三浦半島の現状としては逗子市を除く全ての市町村が今年、首長選挙だったので（鎌倉は10月23日）どちらも当局がそこまで結果を様子見ということである。

自前の施設改修は財源が厳しいので削っている中、本当に今の焼却炉あるいは資源化施設にあと何年耐用年数があるのかというのを危惧している。お金をかければかなり長期間もたせることができるが、あまり財政当局に理解がないという状態である。

ごみ処理の広域化計画、横須賀三浦は早くて平成10年から、ほかも14年からということでこのようなブロック割になっているが、このままのブロック割でいいのかという疑問がある。検討している中で、各市のごみの分別の現状も変わってきており、本当にこの割り振りでいいのかという疑問をもっている。

逗子はダイオキシンの工事の1年半の間、横浜市と協定契約を行い、横浜市の金沢工場に搬入した。金沢工場は、逗子、鎌倉、葉山のごみを全て受け入れてもおそらく余りある能力と発電工場なので、売電で儲けられる。

かなり減量化、資源化が進んだ中で、3年前、5年前と想定が違っている部分があるので、県に対して求めたいのは、この9ブロックの区割にこだわらず、全般的な微調整が必要なのではないかということである。

あと1点、産廃の県内処理という考え方で県の強い方向性がちょっと見えてこないということを感じている。

※エコループ計画については、9月13日に山北町長が受け入れを中止した。

「神奈川県ごみ処理広域化計画」(平成10年3月策定)の概要

1 計画の目的

ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、計画的かつ総合的に次のような取り組みを進めるものとする。

○ ごみの排出抑制と減量化・資源化

県民や事業者と協力して、生産、流通、消費、廃棄物等の各段階において、ごみの発生抑制、再利用・資源化等により排出を抑制し、ごみ焼却量の削減を図る。

○ ダイオキシン対策

ごみ焼却施設の燃焼方式の改善、焼却灰の高度処理など、ダイオキシン類の削減対策を実施する。

2 計画の期間

平成10年度から平成19年度までの10か年とし、期間内に広域化実施計画の策定を目指すものとする。

3 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、県及び市町村が計画に沿った取り組みを進めるだけでなく、県民においても使い捨て製品や過剰包装の商品はなるべく買わないようにするなど、ごみの発生抑制に努め、事業者も最終的な処理・処分までも視野に入れ、ごみになりにくい製品や再利用・資源化が可能な製品づくりを進めるなどの取り組みを行い、相互の協力関係を構築していくことが必要である。

4 広域処理にあたっての考え方

(1) ごみ処理の基本的考え方

- 焼却量及び最終処分量の減少を図るため、市町村は、排出から最終処分までの各段階において、より一層ごみの減量化・資源化を推進する。
- 焼却対象のごみ質の均一化を図るため、分別収集への住民協力を考慮し、分別方法の見直しや効率的な収集体制の確立に努める。
- 新たなごみ処理技術や民間の事業展開の動向などを踏まえ、効率的なごみ処理事業の運営を目指す。

(2) ブロックの設定

<ブロックの位置づけ>

ブロックでは、構成市町村がごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備など広域的なごみ処理全般を総合的に検討・協議する。

<ブロック割りの考え方>

- ・ 基本的に市町村の意向を尊重すること
- ・ ダイオキシン類削減に確実に効果が期待できる一定規模以上のごみ焼却施設への集約化が可能なこと
- ・ 収集運搬効率や従前からの相互の連携などを踏まえ、近傍市町村によるブロック化であること

<ブロックの区割り(9ブロック)>

ブロック名	人口(万人)	面積(k㎡)	構成市町村名
横浜	350	436	横浜市
川崎	128	142	川崎市
横須賀三浦	74	207	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東	66	119	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	59	253	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
大和高座	55	93	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲	27	199	厚木市、愛川町、清川村
相模原津久井	69	329	相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
県西	36	635	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(3) 広域的な施設整備

- ブロック内における広域的なごみ処理施設の整備にあたっては、県・市町村で十分検討を行い、ブロック構成市町村が協力して分担し合うものとする。
- 施設規模算定の基礎となるごみ量は、ブロック内個々の市町村における減量化・資源化施策を踏まえた見直しを行った後のごみ量とする。
- 灰溶融固化施設やリサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設を広域整備する場合は、効率的な施設整備を図るよう検討・調整し、施設規模等を決定する。

(4) 市町村間の相互支援

各市町村は、ごみ処理の広域化にあたって、ブロック内はもとより、必要な場合はブロックの範囲を越えて相互に協力するものとする。

(5) ブロックの区域を越えた課題への対応

RDF 発電施設、最終処分場の整備や民間活力の活用などブロックの区域を越えた、より広域的な課題については、全県ないし複数ブロックで対応する。

5 ごみ焼却施設の恒久対策の推進

恒久対策が必要な施設については、計画的かつ効率的な恒久対策の推進を図ることが必要であり、平成 14 年 11 月までに恒久対策基準を達成する(稼働中施設はすべて達成済み)。

6 広域化の実現に向けた今後の取り組み

市町村及び県は、相互協力のもと、広域化の実現に向けた次のような取り組みを進めるものとする。

<市町村の取り組み>

- ① ブロックを構成する市町村は、調整会議を設置する。
- ② 調整会議において、ブロック内の広域処理施設の整備計画や施設が完成するまでの暫定的なごみ処理方策など、ブロック内においてごみ処理事業を共同して取り組みための広域化実施計画を策定する。
- ③ 広域化実施計画の実現に向け、必要に応じて、市町村が策定している「一般廃棄物処理計画」や条例・規則等の見直しを行い、実施主体の設立や施設整備を推進する。

10 廃棄物問題で県と市町村の関係を考える

<県の取り組み>

- ① ブロックごとに設置する調整会議にメンバーとして参画し、ブロックにおける広域化実施計画の策定及びごみ処理の広域化に向けた取り組みを調整し、支援する。
- ② ごみ処理に関連する施設に係る既存及び新たに開発される技術の活用方法などの検討を行い、各ブロックに対し適切な技術的支援を行う。
- ③ 国庫補助金の財源確保及び補助金制度の拡充、資源化・減量化推進にあたっての事業者責任の確立などに向けて積極的に国に働きかける。
- ④ 広域整備が行われるまでの間、ごみ焼却施設の改修・整備の工事中の処理能力低下に伴う焼却不能分について、ブロック内での引き受けが困難な場合、他のブロックの施設での一時的な引き受けなどについて調整を行う。
- ⑤ 各ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を把握するとともに、各ブロックごとの広域化実施計画の進捗状況などを把握し、全県的な情報提供や調整を行う。
- ⑥ 各ブロックでの広域化の推進にあたり、ブロックの区域を越えたより広域的な RDF 発電施設、最終処分場などの整備や民間活力などの課題については、全県ないし複数のブロックでの課題解決に向けた検討の場を設置し、市町村と共同して方策等の研究、検討を行い、実施へ向けた調整を行う。

<ブロック別処理広域化取り組み状況>

平成 17 年 3 月末現在

区分	基礎調査等の実施状況	運営主体等の設置状況	計画等の策定状況
横須賀三浦	平成 10 年度～実施中	平成 12 年度 準備組織設置	平成 15 年度 基本構想(素案)中間報告 とりまとめ
湘南東	平成 14～15 年度実施 平成 16 年度住民アンケート 調査実施		
湘南西	平成 15～16 年度実施		
大和高座	平成 15～16 年度実施		
厚木愛甲	平成 12～13 年度実施	・平成 13 年度 準備組織設置 ・平成 16 年度 一部事務組合設置 (準備組織廃止)	平成 15 年度 基本計画策定
相模原津久井	平成 14～16 年度実施		
県西	平成 12～16 年度実施	平成 14 年度 足柄上地区の準備組織設 置	平成 15 年度 足柄上地区の実施計画策 定
横浜	○ 減量化・資源化の推進 ○ 適正処理を目指した施設整備		
川崎	○ 減量化・資源化の推進 ○ 適正処理を目指した施設整備		

資料解説

2005年10月の介護保険制度改定における変更点 —介護保険3施設・通所型施設の食費と居住費が保険対象外へ—

編集 部

介護保険制度施行5年後の見直しの結果、改正介護保険法が6月に成立したのに伴い、2006年度からの本格的な制度改定に先駆けて10月より一部の制度改定が行われた。

変更の内容は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設の食費および居住費と通所介護、通所リハビリサービスの食費について、これまでは保険料負担であったものが、保険対象外となり、自己負担をしなければならなくなったことである。このことにより、介護保険3施設および通所サービスの利用者の負担額が増額されることになった。この増額の対象者は、介護保険3施設で約80万人となる。

この改定は、介護保険と年金給付の重複の

是正、在宅と施設の利用者負担における公平性の観点および、逼迫する国や地方自治体における介護保険財政の是正対策のために実施されるものである。

下表は、介護保険3施設における介護保険改定前後の利用者負担額について、要介護5で甲地に居住者する住民をモデルに所得別に比較したものである。

まず、特別養護老人ホームについてみると、標準的な所得である第4段階の利用者は、個室利用、相部屋利用の双方においても、制度改正により月額約3万円近くの増額となる。これは、老人保健施設においても同様である。また、介護療養型医療施設においては、月額約8万円の増額となる。

表 介護保険制度改定に伴う介護保険3施設の利用料の変化

	年金収入	入所先	負担額	
			改正前	改正後
特別養護老人ホーム	標準 (266万超) 第4段階	個室	9.7~10.7	13.4
		相部屋	5.6	8.7
	低所得者 (80万超266万以下) 第2段階	個室	7.0~8.0	5.5
		相部屋	4.0	4.0
老人保健施設	標準 (266万超) 第4段階	個室	—	13.4
		相部屋	5.9	8.9
	低所得者 (80万超266万以下) 第2段階	個室	—	5.5
		相部屋	4.0	4.0
介護療養型医療施設	標準 (266万超) 第4段階	個室	6.3	14.5
		相部屋	—	9.5
	低所得者 (80万超266万以下) 第2段階	個室	4.0	5.5
		相部屋	—	4.0

資料：厚生労働省の試算による。

注)要介護5、甲地におけるモデル。(万円/月)

その一方で、低所得者である第2段階においては、所得ごとに負担額の上限額を設け、基準額との差額を保険で施設側に補うという軽減措置の導入の結果、特別養護老人ホームの個室利用では月額約2万円の減額、特別養護老人ホームや老人保健施設の相部屋では、変動なし、介護療養型医療施設では1万5千円の微増となった。

通所介護施設や通所リハビリ施設の食費が保険対象外となったことによる自己負担増も同様の傾向である。

このように、今回の制度改定では、低所得者へは軽減措置が取られたものの、全体的に負担増が目立つことが特徴である。この結果、これまでは入居一時金や健康管理料、月額利用料等が高額である有料老人ホーム等と介護保険3施設との利用料が近似化することになる。有料老人ホームの利用料の内訳は、入居の際に支払う入居一時金や健康管理料が数十万円～数百万円(最近では無料のところもみられる)、介護保険1割負担や光熱費等の月額負担が12万円～50万円程度²⁾であり、最近ではかなり低額に抑えている事業者もみられる。つまり、標準的な所得である第4段階の高齢者が特別養護老人ホームの個室を利用する場合には、13.4万円(施設により若干異なる)かかるため、低価格の有料老人ホームを利用する際とほとんど差はない。

このことから、待機者が多い介護保険3施設から利用が高所得者に限られてきた民間運営の有料老人ホームへ利用者が流れる可能性が指摘される。特に、最近では都市部において営利法人による有料老人ホームの参入が顕著にみられ、これまで福祉関連業に携わってこなかった事業者も目立つ。

厚生労働省の試算によると、今回の制度改定で介護保険給付費は年間3千億程度減少し、介護保険料の上昇も全国平均で月額200円程度抑えられるとしている。しかし、今後さら

なる施設サービスの需要増加に伴い有料老人ホームやグループホーム等が新規参入した場合には、介護保険給付費が増加し、介護保険財政が逼迫した結果、さらなる介護保険料の上昇が生じる可能性に注意する必要がある。

また、2006年4月には、本格的な介護保険制度の改定が行われる。主な変革点は以下のとおりである。

- ① 市町村を主体とした予防型システムへの転換としての新予防給付の創設と地域支援事業の創設を実施する。
- ② 認知症ケアや地域ケアを推進し、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するための新たなサービス体系の確立としての地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、医療と介護の連携強化を実施する。
- ③ サービスの質の向上を行うため、情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し、人材育成を実施する。
- ④ 低所得者を配慮する負担の在り方・制度運営の見直しとしての第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化を行う。
- ⑤ 高齢者が住み慣れた身近な地域で暮らし続けることができるようにするための介護サービス基盤の在り方の見直しとして、地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村整備交付金、施設環境改善交付金)の創設を行う。

注

1)人件費や地価、物価を考慮して区分する介護報酬単価への地域加算の分類である。他に特別区、特甲地、乙地、丙地がある。神奈川県における甲地は、逗子市と葉山町である。

2)日本経済新聞朝刊(2005.9.4)による。

秒読みに入った「市場化テスト」 —2006 年度実施めざして法案策定など準備が進む—

編集部

はじめに

9月27日、規制改革・民間開放推進会議(以下「規制改革会議」)は、『小さくて効率的な政府』の実現に向けて—公共サービス効率化法(市場化テスト法)案の骨子等—の概要を発表した(資料参照)。「市場化テスト」は、小泉内閣が進める「官業の民間開放」の手法の一つで、公共サービスを官・民で競争入札して、「質」、「コスト」のすぐれている方を決定するというもの。

「市場化テスト」は、これまで「官業の民間開放」手法として導入されてきた「PFI」や「特区」、「指定管理者制度」よりも対象となる分野が広く、これまで「公務員でなければできない」といわれた業務もその対象となる。経費節減効果に期待が寄せられる反面、市民への影響や労働者の雇用問題についても大きな影響が出ることが予想される。

本号では、発表された資料にもとづいて「市場化テスト」についてその制度の主旨・目的などについて報告する。

「市場化テスト」とは

「市場化テスト」とは

これまで『官』が独占してきた『公共サービス』について、『官』と『民』が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。

市場化テストの“3つ”の導入目的

- ・公共サービスの質の向上
 - ・公共サービスの効率化(経費・人員の節減)
 - ・民間のビジネスチャンスの拡大
- (規制改革・民間開放推進会議 HP より抜粋)

2006 年度実施をめざす

「市場化テスト」は、2003年12月の「総合規制改革会議第三次答申」ではじめて登場し、導入に向けて「調査・研究」を行うことが提言された。

その後、2004年6月の「2004骨太方針」では「平成16年度中に制度設計、17年度の試行的導入」方針が打ち出され、同年8月の「規制改革会議」第一次答申「中間とりまとめ」では導入に向けた基本方針、プロセス、スケジュール等について考え方が出された。

さらに、同年12月の「規制改革会議」第一次答申で「平成18年度から本格実施する」ことが提言された。

2005年3月に『市場化テスト』に関するガイドライン」が閣議決定され、2005年6月の「2005骨太方針」で『公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)』を平成17年度中に国会提出」することが決定された。

制度の「調査・研究」からわずか3年余で本格導入という超スピードに対して、果たして成果があがるのか、という声も聞こえる。自治体では、指定管理者制度の平成18年度

導入に向けての準備が本格化しているところである。それに加えて「市場化テスト」の導入ということで、自治体現場の対応が問われる。

民間開放が検討されている事業

「規制改革会議」は、2004年8月の「中間とりまとめ」で、4分野36項目の「官業」について民間開放すべきとした。これによれば、これまで「官」でなければできないとされてきた「税の徴収」をはじめ、これまで「非現業公務員の仕事」とされてきた業務が広範囲にわたって対象となっている。

【民間開放すべき業務】

- ①給付、徴収業務（例「国税・地方税その他公金の徴収」、「生活保護」、「厚生・国民年金」、「政官健保」、「介護保険」、「雇用保険」等）
- ②公的施設等の整備・管理・運営（例「宿泊施設」、「行刑施設」、「港湾」等）
- ③統計調査、製造等（例「統計」、「印刷」等）、
- ④検査・登録、資格試験等（「登記」、「医療監視」、「食品監視」等）

今後、これらの業務が「市場化テスト」の対象となっていく。

「市場化テスト」の問題点

「市場化テスト」の導入にあたっては、いくつか問題点がある。

(1) 雇用問題はどうか

入札に失敗し、業務の継続ができない場合に、そこで働く公務員の雇用問題はどうかの議論になっている。イギリスでは、競争入札で「敗れた」部門は廃止で、労働者は解雇となった。

現在、導入にあたっての課題の一つとして検討がされていると思われるが、未だ具体的な内容は明らかにされていない。しかし、公

務員定数の純減問題や公務員制度改革問題とからめて「分限免職は当然やらないといけない（衛藤自民党行革推進本部長・日経新聞051010）」という声も出されており、地方公務員法第28条の「免職＝解雇」問題が浮上してきている。

第三セクターの場合は、指定管理者制度の導入で解雇問題が発生しているが、「市場化テスト」では、雇用問題へどのように対処するか設置自治体も含めての検討が必要と思われる。

いずれにしろ「雇用問題」が重要事項であることはいうまでもない。

(2) 賃金・労働条件はどうか

イギリスでは、公務員も入札に「勝つ」ために賃金等労働条件を切り下げたと聞く。

日本でも指定管理者制度の応募にあたって、賃金削減するよう自治体側から求められ、やむなく応じざるを得なかった第三セクターもあった。

「競争入札」となれば、さらにこの傾向は強まると思われる。

(3) 市民にとっての「市場化テスト」

公共サービスの民間化にあたって懸念されているのは、指定管理者制度やPFIでも同様であるが、市民サービスが、「公平」に「安定的」にそして「より効率的に」提供されるかということである。

また、「コスト」を優先させた結果として「安全が軽視されたり」、「質が落ちたり」といったことが起きてはならないことはいうまでもない。

この点では、自治体の責任として市民の権利を保障し、人権や個人情報の保護等への十分な配慮とサービス供給の量と質の確保されているかなどについて、十分なチェック体制が必要である。

【資料】『小さくて効率的な政府』の実現に向けて—公共サービス効率化法（市場化テスト法）案の骨子等—の概要」

1. 「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放

(1) 「市場化テスト」の内容・意義

「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るための手法。

官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。

(2) 「市場化テスト」の本格的導入に向けた今後の取組

「市場化テスト」の平成 18 年度からの本格的導入に向けて、以下を基本的枠組とした一本の法律（「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」）を平成 17 年度中に策定し、国会に提出すべき。

①基本的厚生・目標等に関する事項

「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」は、民間提案等を勘案した公共サービスを対象に、内閣主導による一定の手続きに則って、「市場化テスト（官民競争入札）」及び関連する規制改革等を行うことを法的に担保するもの。

○法の目的・基本理念

- ・「市場化テスト」の実施等による公共サービスの不断の革新、
- ・公共サービスの効率化・質の維持向上

②「基本方針」に関する事項

○内閣総理大臣は、毎年度、必要な十分な情報開示の下、民間提案を最大限尊重し、以下を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、閣議決定・公表する。

- ・「市場化テスト（官民競争入札）」の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革等）
- ・不要な公共サービスの廃止
- ・公共サービスの不断の革新を実現するためのその他の措置

③官民競争入札の実施に関する事項

○「官民競争入札の実施に関する方針（実施方針）」の決定

官民競争入札の対象となる個々の公共サービスについて、必要十分な情報開示の下、以下を主な内容とする「実施方針」を決定。

- ・対象となる公共サービスの範囲、契約期間等
- ・関連する規制改革等の内容
- ・落札者選定に関する事項（評価基準、選定スケジュール等）
- ・モニタリングに関する事項

○落札者の決定

落札者の選定について、公共サービスの質及び価格に着目した総合的な評価基準を原則として適用。

○モニタリングの実施

継続的なモニタリング（監督・検査等）を措置

○再入札等の実施

契約期間の終了の際に、再入札を実施。

ただし、モニタリングの結果等を踏まえ、当該公共サービスを廃止等することが適当と評価される場

合は、「基本方針」において廃止等の措置を決定。

④規制の特例措置に関する事項

- ・落札した民間事業者等が「規制の特例措置の適用に関する計画」を申請し、内閣総理大臣が認定した場合、規制の特例措置を適用。
- ・特例措置の内容は、法律による規制については「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」え、政省令による規制については「基本方針」に則してそれぞれ政省令で規定。
- ・なお、先進的な地方公共団体が自発的に「市場化テスト」を導入・実施する場合に必要な規制の特例措置についても、所要の措置。

⑤「第三者機関」に関する事項

公共サービスの徹底した情報開示と基本方針の決定から落札者の決定、事業実施にわたるすべての実施プロセスの監視等を行う中立的かつ強力な「第三者機関」を内閣府に設置。

⑥その他

- ・公務員制度、財政法、国有財産法等、既往の横断的法制度との関係を整理し、所要の措置。
- ・「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）の制定後も、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、「基本方針」の改定や必要な法令改正等を実施。

2. 官業の民間開放の推進

個々の官業について、当該事務事業の必要性や、国の事務事業を当該法人で行わせる妥当性等を個別に検証し、抜本的な民間開放を推進。

(1) 国が実施している事務・事業（公益法人等への委託業務を含む）

平成 16 年度に調査した合計 812 項目の国の事務・事業の中から、引き続き民間開放の対象となり得る事務・事業を選び出し、個別具体的に民間開放の可能性を追求。

(2) 行政代行法人等

平成 17 年度末までに見直しを行うこととされている「特別の法律により設立される民間法人」（現行 37 法人）の業務（検査・検定、研修、情報提供等）を重点的に取り上げ、自主点検・自主検定等の民間開放の可能性を追求。

(3) 独立行政法人

遅くとも各法人の中期目標期間終了時までに必要な検討を加えることとし、17 年度に中期目標期間が終了する 56 法人のうち、未だ結論を得ていない 24 法人を中心に、市場化テストを含む民間開放の可能性を追求。

3. 規制の見直し基準の策定等

(1) 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し

通知・通達等を、①私人の権利義務等に影響を与え法令に類似する効果を有するものと、②相手方の任意の協力により実現される内容のものに分類。それぞれの性格が明らかになるよう名称を統一するとともに、法令の定める内容を超える過剰な要件は撤廃。

(2) 規制影響分析（RIA）の義務付けに向けた取組みの推進

「政策評価法」における規制の事前評価の早期義務付けに向け、各府省において試行的に実施している RIA の分析や評価方法の開発を推進し、義務付けの枠組みについて検討。

Topics・トピックス・とびっくす

【医療制度改革】

医療制度改革大綱がまとまる。医療費の抑制を基調に、高齢者の負担増、生活習慣病の予防、08年度めどに75歳以上の新保険新設など決まる。自治体の責任重く。

12月1日、政府与党（自民党・公明党）は2006年度から実施する医療制度改革の大綱を決定した。

改革の柱は「予防を重視した医療」、「医療費の適正化（高齢者負担の増）」、「新たな医療保険制度体系の実現」となっている。

○目立つ高齢者の負担の増

今回の改革を貫く基調は、医療費の抑制である。特に現役世代との公平な負担をとということで高齢者に負担を求めている。

○医療費抑制に自治体の役割を重視

また、医療費の抑制をはかるために自治体の役割が大きくなっている。都道府県ごとに糖尿病患者の減少率や平均在院日数の短縮など数値目標をいれた「医療費適正化計画」の策定が新たに盛り込まれた。

○市町村が主体となる高齢者医療制度の創設

08年度から75歳以上を対象とする「高齢者医療制度」を創設する。都道府県を単位に全市町村が加入する広域連合が運営する。

○自治体が医療費抑制の主役？

医療費の抑制をはかるために自治体の役割が大きくなることに対しては、自治体側からの反発も強い。（朝日新聞 051120）

また、地域間の格差が生ずるおそれも指摘されている。こうした課題に国は十分に答える必要がある。

【医療制度改革大綱の主な内容】

◇予防の重視◇

治療重点の医療から予防を重視した医療体系へ転換。生活習慣病の予防等。

◇医療費適正化計画の策定◇

国と都道府県が医療費適正化計画（5年間）を策定する。都道府県は平均在院日数の短縮などの政策目標を定める。

◇高齢者患者負担の見直し◇

- ・06年10月から現役並所得のある70歳以上の負担増 現行2割→3割に引き上げ
- ・70歳以上の長期入院者の食費・居住費の自己負担
- ・高額療養費の自己負担上限の引き上げ

◇75歳以上の高齢者医療制度の創設◇

- ・08年度から実施
- ・運営は都道府県単位の市町村広域連合
- ・財源は、①保険料1割（75歳以上）②医療保険者支援4割③公費5割

◇70から74歳の患者負担◇

- ・現行1割→2割（現役並所得は3割）
- ・08年度から実施

◇保険者の再編・統合◇

- ・国保：都道府県単位での保険運営の推進
- ・政官健保：国から独立した全国単位の公法人を設立。都道府県単位で財政運営

【県内の動き】

「米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間移転等」を内容とする米軍再編の中間報告が出される。また、米原子力空母の横須賀母港化も発表。松沢知事はじめ県内首長が反対表明。政府は、合意事項の変更は困難との見解。

10月29日、日米両政府は「在日米軍基地の再編成」について「米陸軍第一軍団司令部をキャンプ座間に移転すること、厚木基地の空母艦載機を岩国に移転すること等」を合意内容とする「中間報告」を発表した。

また、10月28日には米政府が米海軍横須賀基地に原子力空母を配備（母港化）することを発表、日本政府も了解した。

これに対して、松沢成文神奈川県知事をは

じめ相模原市、座間市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町の首長からは、「基地の恒久化につながる増強や原子力空母の母港化に対して反対」の表明があった。

政府は、日米両政府間の安全保障問題での合意であり、方針の変更は困難であるとの認識にたつて、関係する地元の説得にあたる方針である。

【神奈川県をめぐる動き】

いすゞ自動車が「神奈川県臨時特例企業税条例は違法」として同社が納めた約19億4300万円の返還を求めて県を提訴。

10月25日、いすゞ自動車は、神奈川県に対して「臨時特例企業税条例は違法」として、同社が03、04年度に納めた約19億4300万円の返還と同税の無効確認を求める行政訴訟を横浜地裁に起こした。

同税は、神奈川県が導入した法定外普通税で、資本金5億円以上の法人で、黒字決算でも繰越欠損金があれば税の控除対象となる法人に対しても課税できるとするもので、2001年3月に条例制定、同年6月に総務省の同意を得て8月に施行された。その後、2004年4

月の外形標準課税の導入を受けて税率を3%から2%に引き下げた。

いすゞ自動車は、「①実質的に法人事業税の引き上げで、制限税率を規定した地方税法に反する②法人の担税力と無関係な繰越欠損金を課税対象とするのは財産権の侵害③外形標準課税が導入されるまでの臨時特例措置だったにもかかわらず、同税導入以降も存続させた（神奈川新聞051026）」のは違法であり臨時特例税は無効であると主張している。

【市町村合併をめぐる動き】

相模原市との合併をめぐり、城山町長に対するリコール署名活動がはじまる。

11月18日、城山町の「相模原市との合併をめざす住民グループ」による、小林正明町長に対するリコール（解職）をもとめる署名活動が開始された。11月7日、城山町と相模原市、津久井町、相模湖町による法定合併協

議会が小林町長の辞任によって休止した。

現在、城山町をはさんで相模原市と津久井町、相模湖町との合併は2006年3月20日に成立する。また相模原市と藤野町との合併協議も進められている。

こうした中で小林町長は、住民の参加でまちづくりビジョン」を策定し、自立への道を模索している。これに対して「合併推進派」は、合併しないと「住民負担が増え、周辺自治体から孤立する」(神奈川新聞 051119)としている。

署名は、地方自治法の第 81 条の規定によ

り有権者の三分の一以上が必要となる。

この署名が成立すると、来年 1 月に本請求、その後 2 月には住民投票となる見込み。

また、小林町長は「合併の賛否」に関する住民投票を 2006 年 3 月末までに実施の意向をかねて表明していることから、リコール署名の行方が注目される。

総務省「市町村の合併に関する研究会」が発足。「合併協議の問題点」や「合併による行政コスト効率化等」を検証

総務省の「市町村の合併に関する研究会」が 11 月 9 日に開催された。この研究会は、新たに合併をめざす市町村のために「合併協議の過程での問題等の検証を行う」、また、「合併による行政コスト効率化の効果を検証。今後の運営に当たっての重要課題の検討」を行い、合併した市町村の円滑な運営の参考とすることを目的としている。具体的には、①合

併による行政コストの効率化、②行政改革の手法、③公営企業や第 3 セクターの統合等による効率化、を検討する。06 年 3 月に報告書を取りまとめる予定。メンバーは 10 名で、有識者と県・市町村の関係者で構成されている。座長は小西砂千夫関西学院大学教授。(総務省HP参照)

【労働組合の動き】

連合神奈川第 17 回年次大会が、開催される。白石会長は、あいさつで「サラリーマン増税と米軍再編成・原子力空母母港化に反対」を表明。

11 月 11 日(金)、連合神奈川の第 17 回年次大会が、「組合が変わる、社会を変える〜つくりろ格差のない社会、職場・地域から〜」をスローガンに、ワークピア横浜で開催された。

大会の冒頭に白石会長は、「解散総選挙では結果として惨敗した。しかし、18 名中 10 名が票をのばし前回の票を 4 万票上積みした」、平和問題では「米陸軍第一司令部のキャンプ座間への移転、米海軍の横須賀港への原子力空母の配備化は絶対許すことができない。」また、増税問題に触れて「自民党はマニフェストでサラリーマン増税はしないと掲げたにも

かかわらず、定率減税の廃止、特定扶養者控除の廃止、配偶者控除の廃止など大增税計画を出している。国民に負担を強いる前に歳出構造改革を行うよう強く求める」とあいさつした。

大会では、本年は中間年にあたるために、活動の総括と、2006 年度活動計画が提案され、決定された。また、「米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間への移転等に反対する決議」が採択された。

なお、本年は中間年であるために役員の改選は行われなかった。(連合神奈川HPより)

編集後記

本号は、2005年度県のあり方研究会（第2回研究会）の講演録が中心となりました。内容に関しては、神奈川県の問題について県と市町村の両方の立場からの視点により報告いただいた内容をまとめています。

廃棄物問題は、全国的な問題となっており、県内でもエコループやG30運動など全県的に関心が高くなってきました。今後は、さらに環境対策が重点的課題となるため、廃棄物問題についてさらなる議論の蓄積が必要であると思います。

また、先号より地方自治関連のデータや制度の解説を始めました。本号では、介護保険制度改定と市場化テストについての解説をしております。今後は、会員の方々からのご要望にもお答えしたいと考えておりますので、取り上げるテーマについてのご意見、ご要望をお待ちしております。（高山輝雄）

2005年12月20日

自治研かながわ月報第91号(2005年12月号, 通算155号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター			
発行人	横山桂次	編集人	勝島行正	定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3		神奈川県地域労働文化会館4F	
	☎045(251)9721(代表)		FAX 045(251)3199	
	http://kjk.gpn.co.jp/		E-mail:kjk@gpn.co.jp	
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174		横浜銀行 横浜市庁支店 0709629	

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045 (251) 9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5版・120～150ページ定価650円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。